

〔平 30.10.24  
実 1 - 1〕

# 説明資料

〔納税実務等を巡る近年の環境変化への対応について〕

平成30年10月24日（水）

財務省

# 総会でいただいた主なご意見（納税実務関係）

## 1 経済社会の変化

- これまで確定申告や、そのための記帳等が必要であった納税者は一部に限られていたが、新しい経済取引の普及や働き方の多様化に伴い、それらの事務手続が必要となる納税者の数は増加している。そうした納税者の数は今後も増えていくと見込まれるところ、簡易に、かつ、適正な申告ができる環境の整備に向けて早急に取り組んでいく必要があるのではないかと。
- 納税環境の整備に当たっては、経済社会のICT化を踏まえ、電子データそのもののやり取りや、マイナポータルを活用なども視野に入れて検討を進めてはどうか。

## 2 自主的な適正申告の促進策

- 仮想通貨取引について、納税者が自身の取引情報を簡易に把握できるような仕組みが構築できないか。
- 現行制度上、「報酬・料金等の支払調書」は、一定の役務提供等に係る支払について、原則として年間5万円を超える場合に限り、国税当局への提出が義務付けられている。納税者本人に対する交付は義務付けられていないが、基準額以下の場合も含め、サービスとして本人に交付されている場合もある。役務提供に対する報酬等の支払については、本人にも幅広く支払情報が通知され、かつその情報がマイナポータル等を通じ電子的に提供されるようになれば、効率的に申告ができ、かつ、申告漏れを防ぐことも可能となるのではないかと。
- 法定調書の作成や源泉徴収を行う事業者には、そのための事務負担が生じることに留意が必要。そうした事務負担をどのくらい簡素化できるかという点についても検討が必要。

# 総会でいただいた主なご意見（納税実務関係）

## 2 自主的な適正申告の促進策（続き）

- 税に関する情報のやり取りについては、データのフォーマットを統一した上、マイナポータルなどを活用して、どのようなデバイスからでも閲覧できるような形にすることが望ましいのではないかと。
- 仮想通貨取引やシェアリングエコノミーによる所得について、仲介業者（仮想通貨交換業者・プラットフォーム事業者）が源泉徴収を行う仕組みを検討してはどうか。その際には、自主的な確定申告を促す観点から、源泉徴収税率を高め設定するという考えられるのではないかと。
- 現行制度上、源泉徴収義務は一定の「支払を行う者」について課されているが、一般的に仲介業者は「支払を行う者」には該当しないことから、源泉徴収義務を課するのは難しいのではないかと。

## 3 自主的な適正申告の担保策

- 新しい取引によるものも含め、一定の所得を得ている人は当然申告をしなければならないが、適正な申告を行っていない納税者が一部にあり、そのままになってしまっている状況があるとすれば非常に問題。公正さを確保するため、諸外国の例も参考にしつつ、適正な申告を行っていない者に関する情報を把握するための仕組みについても検討を進める必要があるのではないかと。
- 適正な課税を確保するためには、税務当局による所得の捕捉が的確にできているということが基本。特に給与所得により生活している者の立場からすれば、各種の所得についての的確な捕捉がなされているということが税に対する納得感や納税意識の担保につながるため、的確な所得捕捉に向けた取組をしっかりと進めてほしい。

# 総会でいただいた主なご意見（納税実務関係）

## 3 自主的な適正申告の担保策（続き）

- ギグエコノミーにより所得を得ている人の中には、社会保障給付の対象となる低所得者もいる。そうした所得情報の把握については、給付の適正化という観点からも検討してはどうか。
- 適正課税の観点からマイナンバーを活用するため、シェアリングエコノミーの利用者がプラットフォーム事業者にマイナンバーを提供するということも含めて、今後の制度設計を検討してはどうか。
- 税務当局がネット上のやりとりを自動的に捕捉できるようになれば、紙で支払調書を提出する必要もなくなるのではないか。
- シェアリングエコノミーについては、日本での取引だが、税法上の非居住者同士によるCtoC取引という場合もあり得るが、そうした場合の税務上の取扱い等についても整理する必要があるのではないか。
- 経済取引の多様化に的確に対応していくためには、税務当局の人員の増加や対応能力の強化など、体制の整備も必要ではないか。また、当局が保有する税務データの分析によって、コンプライアンスリスクの高い分野を特定した上、当該分野に対して集中的に調査等を行うなど、データを活用した新たな税務行政の戦略について検討してはどうか。